

庁用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、自動車点検等委託車両一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、一覧表別紙に予定数量を掲示するが、受注者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

（１）受注者は、契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両配置場所・事務所より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、車両配置場所・事務所に返還するものとする。

（２）発注書並びに単価表における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号、以下「法」という。）第４８条に基づく点検整備とする。なお、６ヶ月点検は点検等項目一覧表のとおりとする。

イ 継続検査とは、法第６２条に基づく検査とする。

ウ 保安検査確認とは、法第６２条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

オ 車両陸送とは、車両配置場所・事務所から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両配置所・事務所までの納車の作業をいう。

カ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品、ＳＭ品質（ＡＰＩ規格））代金を含まないものとする。

キ ワイパーブレードゴム及びオイルエレメントについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならない。

ク 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マット等の清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

ケ タイヤ装脱着（夏タイヤ→冬タイヤ、冬タイヤ→夏タイヤ）については、装着及びタイヤの空気圧調整を行うものとする。

コ 別途発注

上記以外の業務について、契約担当職員は受注者に依頼できるものとする。

3 その他

（１）受注者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

（２）整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

（３）点検内容の項目は各署等で異なるため、各署等の「自動車点検等委託車両一覧表別紙」等で確認し担当者の指示に従うこと。

（４）請求書等の書類については、点検終了後一週間以内を目安に速やかに提出すること。

（５）電子車検証の IC タグから **アプリで読み取った車検証（PDF）** 情報を提出すること。